

第2節 発達障害者支援法の改正

1. 改正経緯

発達障害については、頻度の高い障害であると考えられていたが、発達障害者支援法成立以前は、①発達障害のある人に対する支援を目的とした法律がなく、障害者法制における制度の谷間に置かれており、従来の施策では十分な対応がなされていないこと、②発達障害は、障害としての認識が必ずしも一般的ではなく、その発見や適切な対応が遅れがちであること、③この分野に関する専門家が少なく、適切な対応がとりにくいこと、といった問題点があったことから、発達障害のある人やその保護者は大きな精神的負担を強いられており、その支援体制の確立は喫緊の課題となっていた。このような状況のなか、議員立法により成立した「発達障害者支援法」が平成17年に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、医療、保健、福祉、教育、労働等の現場での取組は年々拡充している。例えば、発達障害者支援センターは、全国すべての都道府県、指定都市に設置されており、ペアレント・トレーニングなどの家族支援を実施する市町村も年々増加している。

また、平成19年に国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」が採択されたことに伴い、平成20年に日本では「4月2日から8日を発達障害啓発週間とする」ことが決定され、国内各地でシンポジウムやブルー・ライトアップ等の啓発活動を行うことにより、発達障害に対する国民の理解も広がってきている。

一方、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、例えば、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援及び地域の身近な場所で受けられる支援が必要となっていており、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められていた。

さらに、我が国においては、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の成立といった法整備が行われるなど、共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている。

今般の改正は、こうした状況に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、所要の措置を講じるものであり、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第64号）（以下「本法」という。）が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されている。

■ 図表2-9

発達障害者支援法の全体像

I これまでの主な経緯

昭和55年 知的障害児施設の種類として新たに医療型自閉症児施設及び福祉型自閉症児施設を位置づけ
 平成5年 強度行動障害者特別処遇事業の創設(実施主体:都道府県等)
 平成14年 自閉症・発達障害者支援センター運営事業の開始(広汎性発達障害者を対象とした地域支援の拠点の整備の推進)
 平成16年12月 超党派の議員立法により発達障害者支援法が成立 → 平成17年4月 施行
 平成22年12月 発達障害が障害者に含まれるものであることを障害者自立支援法、児童福祉法において明確化
 平成28年5月 超党派の議員立法により「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が成立

II 主な趣旨

- 発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等

III 概要

定義：発達障害＝自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害

就学前（乳幼児期）	就学中（学童期等）	就学後（青壮年期）
<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健診等による早期発見 ○早期の発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学時健康診断における発見 ○適切な教育的支援・支援体制の整備 ○放課後児童健全育成事業の利用 ○専門的発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保 ○地域での生活支援 ○発達障害者の権利擁護
【都道府県】発達障害者支援センター（相談支援・情報提供・研修等）、専門的な医療機関の確保等		
【国】専門的知識を有する人材確保（研修等）、調査研究等		

■ 図表2-10

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

(平成28年5月25日成立・同年6月3日公布・同年8月1日施行)

・障害者をめぐる国内外の動向...障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年) 障害者基本法の改正(平成23年)等
 ・発達障害者支援法の施行の状況...平成17年の施行後、約10年が経過

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正

第1 総則

- (1) 目的(第1条)
切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念のつとめ、共生社会の実現に資することを目的に規定
- (2) 発達障害者の定義(第2条)
発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの
※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3) 基本理念(第2条の2)
発達障害者の支援は
①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
②社会的障壁の除去に資する
③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- (4) 国及び地方公共団体の責務(第3条)
相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- (5) 国民の責務(第4条)
個々の発達障害者の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

第2 発達障害者の支援のための施策

- (1) 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)
発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- (2) 教育(第8条)
発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮
個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- (3) 情報の共有の促進(第9条の2)
個人情報保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のために必要な措置を講じる
- (4) 就労の支援(第10条)
主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める
- (5) 地域での生活支援(第11条)
性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- (6) 権利利益の擁護(第12条)
差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるよう努める
- (7) 司法手続における配慮(第12条の2)
司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- (8) 発達障害者の家族等への支援(第13条)
家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

第3 発達障害者支援センター等

- (1) センター等による支援に関する配慮(第14条)
センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮
- (2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)
支援体制の課題共有・連携緊密化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

第4 補則

- (1) 国民に対する普及及び啓発(第21条)
学校、地域、家庭、職場等を通じた啓発活動
- (2) 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)
専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るため、個々の発達障害者の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- (3) 調査研究(第24条)
性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

第5 その他

- (1) 施行期日(附則第1項)
公布日から3月内の政令で定める日
- (2) 検討(附則第2項)
国際的動向等を勘案し、知的発達疑いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方について検討等

2. 改正概要

今般の法改正では、さらに、発達障害者の支援のより一層の充実を図るためには、個々の支援に関する規定を見直すだけでなく、法施行後の約10年の間に発展してきた共生社会の実現に関する理念を本法に明記することが望ましいことから、①障害者基本法の基本的な理念にのっとることを規定するとともに、②発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを規定し、併せて、③障害に基づく差異を否定的な評価の対象としてではなく人間の多様性の一つとして尊重し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを規定した。主な法改正の内容は、以下のとおりである。

(1) 目的規定

本法の目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であること及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることが明示された。

また、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することが規定された。

(2) 発達障害者の定義

発達障害者は、その障害特性により周囲や社会から発達障害者の抱える困難さについて理解されにくいことがある。そのため、必要な支援や合理的配慮が受けられない等、社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けやすい状況にある。

このような状況に鑑み、「発達障害者」の定義は、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとされた。

また、この「社会的障壁」の定義は、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとされた。

(3) 基本理念の新設

障害者基本法においては、基本原則として、障害者があらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることや地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと等が規定されていることを踏まえ、本法においても基本理念が新設された。

基本理念には、発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機

会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資することを旨として行うことが規定された。

また、発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならないことが規定された。

(4) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体の責務に、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応じることができるようにするため、関係機関等の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うことが規定された。これは、発達障害者が日常生活等において困難さを抱えていることや、その家族が発達障害児の子育て等に困難さを抱えていることに鑑み、地方公共団体に総合的な相談窓口を設置するなどの工夫をし、必要に応じて専門的な支援機関への橋渡しを行うことができる相談体制を整備することを国及び地方公共団体の責務としたものである。

(5) 発達障害者の支援のための施策

発達障害者の支援のための施策について、発達障害者の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障害者の家族等の支援を強化することが規定された。

主な内容は、以下のとおりである。

ア 教育

可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮するとともに、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進を図る。

また、専修学校の高等課程に在学する者を、教育に関する支援の対象である発達障害児に含める。

イ 情報の共有の促進

国及び地方公共団体は、個人情報保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じる。

ウ 就労の支援

国及び都道府県は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援その他の必要な支援に努めなければならない。

また、事業主は、発達障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

エ 地域での生活支援に関する支援

性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援を進める。

オ 権利利益の擁護

権利利益の擁護のための必要な支援として、差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策の推進、成年後見制度が適切に行われ、広く活用されるようにする。

カ 司法手続における配慮

国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人になった場合において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮を行う。

キ 発達障害者の家族等の支援

都道府県及び市町村は、発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

(6) 発達障害者支援センター

都道府県及び指定都市は、発達障害者支援センター等の業務を行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者等が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をする。具体的には、地域の実情を踏まえつつ発達障害者支援センターを複数設置することや、発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネージャーが市町村等が実施する発達障害者への支援のバックアップを行うこと等が想定される。

(7) 発達障害者支援地域協議会

発達障害者やその家族をきめ細かく支援するためには、関係機関等が地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制を構築する必要がある。そこで、都道府県及び指定都市は、地域の実情に応じた発達障害者の支援体制の整備について協議を行う発達障害者支援地域協議会を置くことができる旨の規定が新設された。なお、当該協議会の主な役割は、以下の3つが想定される。1点目は、都道府県内の支援体制の現状を把握し、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報共有をすることである。2点目は、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関等の連携のより一層の緊密化を図ることである。3点目は、支援体制に関する課題解決や関係者間の緊密な連携を図ることを含め、地域の実情に応じた体制整備を進めることである。

(8) 国民に対する普及及び啓発

国及び地方公共団体は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(9) その他

個々の発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう、国民に対する普及啓発、司法や警察関係者も含めた専門的知識を有する人材の確保及び調査研究の推進を行うべき旨が規定された。

これは、今般の法改正の趣旨を踏まえ、ライフステージを通じた切れ目のない支援を実施するとともに、家族などへの支援も含めたきめ細かな支援を推進し、身近な場所で支援が受けられる体制整備を推進していくものである。

3. 改正法の着実な施行に向けた対応

平成28年8月に施行された改正発達障害者支援法の着実な施行のため、厚生労働省において、

- ・地域における発達障害者の課題について、情報提供を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について関係機関が協議・検討を行うための「発達障害者支援地域協議会」を新たに設置する経費
- ・地域支援機能の強化を図るため、市町村・事業所支援、医療機関との連携等を行う発達障害者地域支援マネージャーを発達障害者支援センター等に配置する経費
- ・発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、かかりつけ医等の医療従事者に対し発達障害の診療、対応が可能となるような育成を行う経費等を平成29年度予算（地域生活支援事業454億円の内数）に計上し、都道府県・指定都市に対して改正法の趣旨に沿ったその運用を促している。